



特 243

408

愛同』とは

如何なる會か

愛國勞働農民同志會本部



* 0038774000 *

0038774-000

特 243-408

『愛同』とは如何なる會か

愛國勞働農民同志會

昭和 11

AGH

特243
408

「愛同」とは愛國労働農民同志會のこと
である。
然らば愛國労働農民同志會とは如何なる
會か。
それを知らんと欲せば、本冊子を熟讀さ
れたし。

目次

- 一、愛國労働農民同志會綱領……………(三)
- 二、愛國労働農民同志會創立大會宣言……………(四)
- 三、愛國労働農民同志會第一回全國大會に於ける會長の訓示……………(八)
- 四、愛國労働農民同志會第二回全國大會に於る宣言……………(三)
- 五、愛國労働農民同志會第一回全國大會に於る決議……………(三)
- (イ) 本會の擴大強化に關する決議……………(五)
- (ロ) 全國に亘る純正日本主義團體の戰線統一に關する決議……………(五)
- (ハ) 政府に對する進言書……………(六)
- (ニ) 運動方針に關する決議……………(八)
- 六、愛國労働農民同志會第一回全國大會に於る前會長小林勇堂氏の訓話……………(一〇)
- 七、愛國労働農民同志會第一回全國大會に於る相談役近藤榮藏氏の役員代表挨拶……………(三)
- 八、愛國労働農民同志會會則……………(三)



九、愛國勞働農民同志會内規……………(三七)

一〇、愛國勞働農民同志會本部役員……………(四四)

附録 愛國勞働農民同志會に對する質問應答……………(五〇)

愛國勞働農民同志會綱領

- 一、我れ等が茲に勞働者及び農民と名づくるは、知識勞働者、筋内勞働者、農民等凡ゆる勤勞者を抱括す。
- 二、我れ等の思想、我れ等の動向、我れ等の勤怠は、我が帝國の興亡安危を左右する最も力あるものなるの事實を前提とし、我れ等は之れに關する重大なる責任を自覺す。
- 三、帝國は世界に全く比類なき一君萬民の精神的大家族なり。
我れ等は、此の建國の大精神に甦り、國內に於ける總ての物質的對立抗爭を排撃し、進んで結束固き皇道日本の實現を期す。
- 四、我れ等は皇道日本の大義に則り、神を敬ひ、人を愛し、信義、禮節を重んじ、勤勉力行、日に進み、日に新たに卒先して他に比類なき美しき社會相を現實化し、其光をして八紘を被はしめんことを期す。
- 總ての利害問題は、此皇道日本の大精神を使ふものも、使はるゝものも、相互ひに理解する所に、常に一致解決點あるべきことを確信す。
- 五、我れ等は、愛國の至誠を捧げて、祖國日本を強化し、護國の中堅たらんことを期す。

- 六、我れ等は、我が國體と全く相容れざるマルクス主義の徹底的克服を期す。
- 七、我れ等は、非常時日本の光輝ある打開の爲に、最も力ある結束の許に、適正なる國內革新の中心勢力たらんことを期す。

愛國労働農民同志會創立大會に於ける宣言

人類史上、東洋民族の文化は、本源に於て、決して西洋民族に劣つたものではない。又東洋に於ける天然資源も、決して彼等に劣りはせぬ。然るに如何なるものか、東西の物質文化は、今日の如き隔たりを生じ、東洋は到る所、西洋民族の爲に侵蝕せられ、半ば彼等の植民地となつてしまつた。此間に魏然として立ち、東洋民族の氣勢を擧げつつあるものは獨り我が大日本帝國あるのみである。

然るに、今や西洋民族は、聯盟規約に藉口し、我等の事たる極東の諸問題を以て、我が日本民族を壓服しようとしつゝある。之が爲に、彼等は怖るべき第二の世界大戦を日本の周圍に起すことをも辭せない勢を示して居る。重大非常時局と謂ふのは即ち夫であるのだ。

斯くして、假に我等が、彼等の前に屈服するの日ありとせば、それは將に東洋民族の終りの日となるではないか、斯く思ふ時、我等日本民族の責任の重大なることは、到底自覺せずには居られぬのである。

抑も歐洲大戦後、西洋に於て、諸種の社會機構の研究並びに其の運轉に關し、特に高調し來れる「正義」と「人類愛」なる二大道德は、我が日本帝國に於ては、既に三千年來「御鏡」と「御璽」とを以て表現されたる民族基本の道德であつて、「御劍」たる「神威」と共に、三位一體の神徳を本體としたる君民一如の國體は、明かに全世界に比類なきものである。

凡そ、如何なる社會經濟機構と雖も、其社會に斯の如き大なる道德が、一貫するのでなかつたならば、各種の害毒は常に之に伴ひ、世情の險惡は免れ難く、九千萬の同胞の和樂結束等は、到底望むべきではない。之に反し斯かる道德の通ずるところには、自然と正しき組織を生じ、御互ひに樂しき生活も營み得るに至るのだ。

要するに、斯かる美しき我が國體の精華を四海に發揚することは、明かに、近くは東洋民族の救助となり進んでは世界人道の爲となるのであつて、獨り我が日本民族の爲のみではないのである。我國民としては、須べからく、斯かる自覺の許に一致團結して、大いに世界に活躍すべき筈であつたのだ。

然るに、明治維新以來、我國民の多くは、歐洲諸國の物質文化を取り入れるに急なりし爲め、其の勢ひは驅つて、唯物的利己精神のみを助長せしめ、社會各層の人士をして互ひに相喰み、遂には我國社會組織の中核たる温かき家族制度を脅かし、帝國の根基たる三大道徳の觀念迄も動搖せしむるに到つた。

政黨政治の腐敗、外交の失敗、勞資對立の激成、思想の惡化等は、皆其の素因を茲に發して居る。若し、手を拱いて、此情勢に委せんか、生活の脅威、世相の不安は益々加はり、延いては、君臣一如の皇道の光をすら遮るが如き事態を必ず招致すべきこと、些かも疑ひなきのみならず、來るべき重大時機に於て、國を擧げて、西洋民族に屈服せざるべからざるが如き怖るべき危険なしとせぬ。抑も我れ等、勤勞者は資力なしと雖も、其數に於て、且つ其勞力に於て、實に國家活動力の本體を形造つて居る。即ち此の本體の動搖は、正に國家の力其者の動搖であると思ふ時に、我れ等は最早黙して此情勢を放置する譯には行かぬ。我れ等の胸には高き學問なしと雖も、君國を思ふ切々たる至情に至つて敢て何人にも劣ものではない。我れ等は眞に日本國民たるを誇りとする。我れ等は日本國民の貴き使命を痛切に自覺して居る。我等は先づ我等仲間にて、固く、固く相結束し、御互ひに「正義」を尊重し、御互ひに相愛し、嬉々として業を勵み、皇道日本の美しき社會相を現實化し、進んで其徳を國際間に及ぼして、全世界平和の中心模範たらんことを期さなければならぬ。我等は先づ、此偉大なる皇道日本の徳の力を以て、西洋民族の脅威に對抗し、方向を誤れる支那國民を啓發し尙其邪、遂に度し難く、平和の努力効を奏せずして、一朝事あるに到らば、此結束と、愛國の

至誠とを以て敢然立つて急に赴き、猛然として護國の鬼となるの覺悟を常時十分に練磨せんとするものである。

實に我が大日本帝國の勤勞者の悉々くが、斯かる危急の情勢が、目前に迫りつゝあることを、切實に感ずる時に、今迄没頭したる利己的、物質的階級闘争に翻然として目醒め、一日も速かに熱烈なる我れ等の同志となり、忠君愛國の旗幟の下に、一致結束の慨あるべく、然り而して、各種の物質的問題の如きは、將來、悉く此の皇道日本の精神に則りて解決するの主義に歸依すべきである

と確信する。

愛國勞働農民同志會創立大會に當りて敢て宣す。

昭和八年十二月十七日

愛國勞働農民同志會

愛國労働農民同志會第一回全國大會に於る 會長の訓示

皇國として眞に前古未曾有の重大なる現今の時局に於て、其の時局打開の爲に眞に缺くべからざる純正日本主義的労働農民を合體したる團體としては最大であつて従つて最も責務を有する我が愛國労働農民同志會を會長として、私は本日茲に第一回全國大會を開催し全國代議員諸君と相見えて、立派なる來賓各位の面前に於て本會の誇るべき大綱領の實現の爲めに、改めて諸君の捨身奉公の涙ぐましき至誠を以てする宣誓を聞くを得ることは、皇國の爲に眞に欣快に堪へないことであります。

過去四年間本會を一貫したる大精神は、本會創立大會に於ける宣言文中に良く言ひ表はされてゐるのであります。此宣言文は、今日之を諸君と共に再讀するも、尙ほ生き生きとして現狀に當て敵まつてゐるのであります。數萬言を費すよりも先づ之を再讀し、嚴肅緊張裡に御互に其大精神を更に固むることが有利であると思ふのであります。

依て私みづから諸君に代つて之を再讀致します。(宣言省略前掲を見よ)

總てが既に此本會創立の際に於ける宣言中に言ひ表はされて居りまするが、私は今日の大切な機會に於て本會の此貴重なる目的達成の爲に特に左の諸點を諸君に訓示致します。

一、諸君の運動に方りては、マルクス主義より出發して利害抗爭を旨とする労働組合運動並に農民組合運動と、本會員の日本主義運動とは、根本に於て如何なる點に於て異なるのであるかを自ら十分に研究し了解すると共に、他をして決して之を混同せしめない様先づ深甚の注意をして頂きたい。

二、道義日本を再建せんとするには、各々みづからが、同志と相共に、美しき日本主義的道義の常模範たるの覺悟がなければならぬ。此事は本會綱領の第四項に明示されたる所であつて、此點に關しては特に諸君の十分の御覺悟を願ひます。

三、此前古未曾有の重大時局に拘らず、國體精神に基づき精神的に全國民を打つて一丸となすことに盡力する代りに、依然として利害問題の周圍に國內を四分五裂せしめんとし、或は軍を誹謗して軍民離間を謀り、此非常時に於ける國防力を殊更に弱めんとし、或は龐大なる兵力を滿洲國境に集中し支那の裏面に在りて排日を煽動し、明に日本を敵として策動しつゝある露國共產黨の場合に従つて、皇國內に國體破壊の人民戦線運動を展開しつゝあるやうな非國民的團體が少なからざる有様は眞に遺憾至極であります。諸君は能く此非常時局を認識されて、皇國內に斯かる非國民的各種團體の影を一日も速かに消滅せしむべく敢然として立ち到る處に勇敢に闘はれたい。

四、極東の國際情勢は極度に逼迫し、一觸即發、極東大戰も起り兼ねまじき形勢であることは諸君も

知られる通りであります。飽く迄も人類の福祉と平和との爲めに努力する皇道精神よりしても、皇國として此極東大戦を決して起さしめない様に努力しなければなりません。日本が眞に恐れられるならば、相手は無理を言ふて掛かつてくる氣づかいはない。之れ國防の必要なる所以であります。であるから、此極東大戦を避くる爲には、既に既に眞の戦争になつた氣分で、全國民が最大限に緊張して、精神的に經濟的に、武裝的に、大いに國防を強化することが必要であります。此大切な全國民の大緊張を日本主義の旗の下に必ず實現せしむることに奮勵努力されたい。斯かる運動を妨害する者、又かゝる運動に加擔しない者は、結果に於て、明に亡國に加擔するものであると同時に、又人道に叛くものであると信するのであります。

五、會員の行動は飽く迄も國法を尊重し、且つ熱然たる組織内の行動であつて始めて力あり且つ効果あるものであります。各人各個の統制なき行動は、如何に良い考を以てなすことでも、其の効果は頗る微弱であることを忘れてはなりません。愛同組織の擴大強化の必要あるは之が爲めであります。諸君は此義を忘れずに、或場合に於て全體の行動上に多少の意見の相違があつても、夫れは恰も軍隊内の如く一致團結の大なる力に依て補ふべきものとして、嚴肅なる統制を飽く迄も助長することに努力されたい。

六、團結は形のみのものであつてはなりません。精神的且つ溫情的の團結であつてこそ始めて、日本主義的團結と言ふことが出来るのであります。此點に關して我が愛同内の團結は、單に日本國內の模範たるだけでなく、全世界に比類なきものにするだけの大なる決心を以て臨まされたい。

七、日本主義の如何なる主義よりも貴き點は、我が有り難き國體の賜として、一君萬民御互が陛下の赤子として眞の同胞であると言ふことからして、悪い思想を惡み又罪を憎みて之を排撃し罵倒し大に闘争しても、決して同胞たる其人を憎まないと言ふ點であります。諸君が他を攻撃する、場合に於ても、此貴き日本精神を決して忘れずに本會會員の眞の日本主義者たる所以を明にすることに於て頂きたい。従つて、惡思想の者も改め來れば直ちに溫き感情を以て悉く之を抱容すると言ふことでなければなりません。

八、本會の運動は此非常時に於て眞に救國的の大事業であります。之れに參加し奮闘せらるゝ諸君は悉く此昭和維新の神聖なる戦に中心勢力となつて奮闘すると言ふ、極めて名譽ある義務を果たさるゝのであります。

戰場に於ける兵士と其名譽に於て何等異なる所がないのであります。此事は諸君の大なる信念として、動かないものとして置かれたいのであります。

九、會費の納入は其神聖なる義務の一端と心得られたい。自治自治の出来ないやうな團體は其力薄弱であります。此大切な本會の力を強化する爲に、會員は進んで會費を納入すると云ふ精神を到る處に強めるべく、各幹部は大に努力して頂きたい。

以上九箇條は、本會の大使命達成のために何れも大切なことのみであります。諸君は赤誠を以て之がために献身的の努力をして頂きたいのであります。私も及ばずながら眞の戰場に立つた覺悟を以て諸君と共に身を擲つて奮闘致します。終り。

昭和十一年十月四日

愛國労働農民同志會會長

陸軍少將 松本勇平

愛國労働農民同志會第一回全國大會に於る宣言

皇國を中心とする國際情勢は、昭和八年本會創立の際に於ける宣言中に述べたるが如き多くの愛國者の警鐘亂打に拘らず、遺憾乍ら遂に有史以來未曾有の重大危局に直面した。

皇國の外交は此際極めて慎重、決して大事を誤るべきに非ずと同時に、斷乎たる手段を以て、國內の徹底的強化は最早瞬時と雖も躊躇し得べき時ではない。

國內の徹底強化は、全國民が、皇國は眞に全世界に比類なき一君萬民の精神的大家族國家なる事を先づ以て深刻に自覺する事に依て始めて望むことが出来る。此自覺あつて全國民

相互間に同胞相愛し麗しき温情湧き、總ての利害問題の如きは、皇道日本主義の明鏡に照して悉く解決せられ眞に鞏固なる精神的丸となる事が出来る。

然るに今日の如き、皇國の危機に直面しても、尙ほ、此國體精神を無視し勞資の對立を激化せしめ、階級闘争、軍民離間を叫び、各種の物質抗争の爲に却て國內を四分五裂せしめんとする各種反國體の團體の跳梁は、明に亡國的存在である。此危局に直面しつゝも尙ほ斯かる亡國諸團體の跳梁を合法的に容認しつゝある現政府の態度は、我等は全く諒解に苦しむものである。

數十年來弱肉強食に墮せる資本主義を助長し、功利主義、自由主義を以て民心を腐敗せしめ弱者を塗

炭の苦に陥れ、しかのみならず、皇國獨特の欽定憲法を解するに國體破壊の天皇機關説を以てし、天皇政治を全く諸外國の如く民主政治化せしめんとしたる既成諸政黨の如き並に斯かる資本主義的諸勢力に對抗して物質抗争を主とする西洋流社會主義團體たる社大黨、無産黨及び是等と運動を共にする労働組合、農民組合等は何れも皆前述の反國體的團體と謂はなければならぬ。

眞の國內強化は斯かる反國體的諸團體を速に清算し、思想的に、經濟的に、政治的に、且つ全國民の實生活に觸れて、眞に國體明徴の徹底を圖るに非ずんば、到底望むことが出来ない。即ち根本塞源の庶政一新換言せば昭和維新の斷行は之を以て目標としなければならぬ。而して二・二六事件の政治的責任も亦之に依り始めて明となり得るのである。又國民生活の眞の安定も斯くして現在の我が國體に反する民主經濟機構を清算したる純正日本主義經濟機構の確立に依てのみ初めて望むことが出来るのである。國防の眞の強化、農山漁村問題、勞資問題の解決等々一括すれば、今日、皇國の直面せる内外重大危局打開の爲に要する各種の重要問題は斯くすること以外には全く解決の途なしと確信する。而して之が爲には最早躊躇し得べき場合では斷じてない。

我等は此確信を以て、全國愛國純忠の人々と共に、力強く要路を鞭撻し、愛國の至誠を捧げて、國體明徴、國內大強化、國難打開の爲に進んで協力せんことを期す。尙ほ労働問題並に農村問題は資本と労働を區分し之を對立抗争せしむることに依り決して解決し得べき

ものでなく、國體を明徴にし國家全體家族主義精神を經濟部門に徹底せしむることに依り初めて解決し得べきものなることを改めて茲に宣言する。

昭和十一年十月四日

愛國労働農民同志會
第一回全國大會

愛國労働農民同志會第一回全國大會に於ける決議

一、本會の擴大強化に関する件

急迫せる現下の非常時局打開の爲には純正日本主義を體する労働並農民團體は極めて急速に全國的に擴大強化を要する。我等は其範たるべく全力を擧げて先づ我が愛國労働農民同志會を擴大強化することに奮闘努力せむとす。

二、全國に亘る純正日本主義國體の戰線統一に関する件

現今皇國內を支配する非日本主義的大勢を、合法的に堂々たる手段を以て壓倒驅除せむが爲には、全國に亘る純正日本主義的國體の戰線を統一し、其力を一にする事が最も大切である。之が爲には各團體

は小異に依て他を誹議する事を止め皇國全體の爲に大同に附くの心掛けが一番大切である。然るに日本主義を標榜する團體中にも尙此點に目醒めず、恰も従來の功利主義的團體相互間に於て自己本位の勢力争ひに似たるかの如く徒に他を誹議排斥して却て愛國戰線の統一を妨害するものなきに非るは悲むべきである。我が愛國勞働農民同志會は過去に於ても、此點に關しては聊かも私心なく率先して其理想の實現に努力し來れるも大勢尙熱せざるを頗る遺憾とする。然れども皇國內外の情勢は決して此儘にして放置し得べきに非ず、我等は萬難を排して飽く迄も其理想の實現に向つて邁進せむことを期す。

三、政府に對する進言書

皇國曠古の重大危局に際し内外難問題の解決の爲に日夜御苦心の御事と恐察致します。

純正日本主義を體し、別紙綱領に基き組織されたる會員約參萬の我愛國勞働農民同志會は、御同様皇國民として時局深憂の餘り十月四日川口市に於て第一回全國大會を催しまして別紙の如く宣言し、之に基き左の諸項目に對し、貴大臣閣下の深甚なる御考慮を煩はすべく決議致しました。謹んで之を進言致します。

一、支那の背景には、皇國を敵視する侮り難き若干列強あることは頗る明瞭なる事實なるを以て對支外交は極めて慎重にし且つ十分の威嚴を保たれたき事。

二、前古未曾有の國難打開の爲に此際頗る斷乎たる國內強化策を速かに講じられたき事、之れが爲には、
イ、我が國體の本義に悖り、功利主義、自由主義、民主主義、社會主義を奉ずる總ての團體を斷乎として解散せしめ、純正日本主義のみを以て速に全國民を結束せしむべく教化を進められたき事。
ロ、國防を強化せしめて平和を維持する爲に今日の財政は戰時財政と同様の氣分を以てなされたき事而して此氣分を以て全國民を緊張せしめられたき事。
ハ、併ながら現在の我が國體に反する民主的經濟機構を以てしては到底極東大戰の場合を想定する戰時財政の維持困難なるべきのみならず現在の難局打開も不可能なるべきことを眞面目に考慮されたき事。

ニ、新經濟機構に於ては、今迄の如く國家の働きが、國民の貧弱なる所有金力の爲に制限せられるが如きことなく、國民、國土、設備の全能力を、何等の掣肘なく擧げて君國の爲に活動せしめ得らるべき事。
ホ、農山漁村の生産物の價格は、生産者本位に、其收支が勞力に相伴ふ如く統制し今日迄の如く投機的目的物たらしむる事を嚴に禁止さるべき事。
ヘ、過去の稅政に原因する農村其他一般貧困同胞の債務は此際國家として整理を斷行し以て民力更生の途を拓かるべき事。

ト、農山漁村の過剩勞力其他一般の失業者に國家として常に生活安定の職業を興へ得る如くされた
き事。

チ、勞働者一般の奉公的至誠勤勞が常に勞務に應ずる公正なる報酬を伴ひ、且つ正しき生活に一切の
不安を興へしめざる如き適切なる總ての處置を講ぜられたき事。

リ、勞資問題の解決の爲には農工業界に純正日本主義を特に速に透徹せしむる事。

而して資本家側竝に地主側をして他に率先して此世界に比類なき國體精神に目醒め、弱者と雖も
悉く是れ至尊の赤子にして吾人の同胞たることを感ぜしめ、溫愛扶導の念を懐かしむるに到るこ
とを急務とすべき事。

三、皇國民は實に例外なしに全部が純正日本主義者でなければならぬ。然るに過去の稅政の爲に皇國內
が今日の如く非日本主義を以て漲る如き悲しむべき状態を是正せむとする誠忠なる日本主義愛國運動
者を左翼に對抗する外國式右翼運動者の如く解する者甚だ多き事は我が尊嚴なる國體の認識缺如に原
因するものである。當局は此緊要なる純正日本主義運動を此際大に奨励する爲に斯かる誤れる認識を
全國的に至急是正されたき事。

四、運動方針に關する件

現狀に即すべき本會の運動方針は今回政府に提出せむとする進言書の内容竝に第一第二の決議内容と
す。尙ほ實際に方りて左の事項に關し特に甚深の注意を要す。

國體を明徴にし、皇國を純正日本主義化する事は皇國に於ては絕對必要の事にして此事は決して國
民の多數決に依つて決すべき筋のことではない。苟も我が尊嚴なる國體を理解する者は此義に關して異
存あるべき筈はない。而して此大義を知る者には、皇國を日本主義化せむが爲に議會に多數を獲るの必
要ありとなして政黨を作るといふ事は考へられないことである。斯かる考へ方は明に多數決に依て國體
を定めんとする外國流民主主義思想であつて却て皇國の國體を破壊するものである。

純正日本主義運動は政界、經濟界、思想界、農村、都市の區別なく全國民をして例外なしに悉く日本
主義化せしむば止まず、以て眞の道義日本を再建せむとする所の頗る貴重にして廣汎なる教化實行運動
であつて、苟も現在の非日本主義的一般國情を認識する日本國民としては、悉く自發的に之に参加しな
ければならぬ筈のものである。

之が爲に國體を組織するは、其運動を組織附け且つ其組織の力を以て各方面の反對組織を速に壓倒
粉碎し貴重なる目的の達成を容易ならしめんがためである。決して政黨政治の力に依て國體を左右せむ
ことを企つるが如き反國體的民主思想を些かたりとも含めたものではない。

本會の擴大強化の運動に方りては此義を特に明瞭にして誤解なからしむるを要す。

右決議す。

昭和十一年十月四日

愛國労働農民同志會 第一回全國大會

愛國労働農民同志會第一回全國大會に於ける

前會長小林勇堂氏の訓話

(小林大佐は一應の挨拶及び謝辭を述べた後左の如き訓話をなした。——速記録による)

人に貴いのは形じやない、精神であります、温い情であります。同じ一圓の金を工場主が職工に拂ふにしても、職工の勞力を冷たき商品と心得て、買った、賣つたで支拂ふ一圓の金と、工場主が矢張御互ひに陛下の赤子として同胞であるといふ互ひに相愛する情を込めた一圓と、同じ一圓でも私は精神的に、根本的に違ふと考へるのであります(拍手)。つまり、たつた一圓の金が、唯冷たくソロバンで見られるのが外國の思想であります。功利主義であります。所が其一圓の金でも温い家族的な氣分で支拂はれるといふのが、是が日本の精神であります(拍手)。

又近い例をもつて御話すれば、皆様の御家族に於きましても、御家族に於て、お母さんと御子さんが食卓に就かれる、食卓に就く時に、功利主義で言つたならば、子は扶養される權利を持つて居るから私は何杯食べる、又親から言ふたならば、私は子供を、義務で扶養するんだといふ譯で御飯を食べさせる、つまり一緒に食卓を圍んで飯を食つても其處に何等の愛が無い、何等の精神的のつながりがない。然るに日本主義的に之を云ひましたならば、其一碗の御飯でも母親としては自分は食はなくても子供に食はしたい、さうして子供が其一杯の飯を食べる間でも、あんな食べ方をして、胃に障りはせぬか、胃を壊しやせぬかと心配する、其一杯の飯を食べさすにも何とも云はれない情が籠つて居る、斯ういふ一碗の飯と、前の冷めたい、權利義務の上に立つ所の二碗の飯とどれだけの差がありますか。御夫婦の間に於ても同様である。奥様が之だけ働いて居るから作つて下さいといつてやたらに作る絹の着物、其處には何等の情愛もない、さうした絹の着物よりも、夫婦の情愛の籠もつた木綿着の方が必ず立派だと思ふのであります(拍手)。

つまり諸外國の功利主義に比して日本主義の立派といふのは其處にあると思ふのであります。

其處で先程會長閣下が御訓示の中に今迄の組合運動、農民組合とか、労働組合とかいふ、つまり資本家、地主を向ふに廻して唯利害抗争だけで喧嘩する、地主の方では、出來得る限り搾取して小作をいぢ

めようとする、之に對して小作の方でも抗争をする。其處には何等の愛もなく、唯利害抗争あるのみである。斯ふいふ従來の農民運動、労働運動といふものと、諸君の「愛同」と、否、「愛同」ばかりでなく、一般の純正日本主義の労働運動、農民運動といふものは根本的に違ふ所の差があるのである(拍手)。それを能く諸君は諒解されて、他からあゝ又今迄の左翼運動かと言はれるやうな誤解を全然受けないやうにして頂きたいのであります(拍手)。

日本人は能く大和魂、日本精神と云ひます、日本精神とは何ぞや、特に日本といふ字を付ける以上は何にか日本獨特のことでなければならぬ。夫れは何ぞやと斯う聞かれた場合に、諸君は何と答へるかといふことをしつかり腹に置いて居りませぬと、日本主義といふことは充分に頭に入つて居ることとは云へないのであります。

正直であれ、といふことは世界中何處でも言つて居る。勇敢であれともいふて居る。ところがこれだけなら全世界何處の國でも言つて居る。ドイツ、フランス、アメリカ、イギリス、何れの國でも、勇敢であれとか、正直であれといふことは皆言つて居るのでございます。特に之等の諸外國の共通のものは別に、之等の精神と日本の精神とを區別して特に日本といふ字を附けなければならぬといふ日本獨特の精神を、之を充分に諒解して貰はなければならぬのであります。日本といふ特に名前を附けて居る所以は何處にあるか、斯ふ言つた時に諸君は何と言つて答へるか、此點をはつきり諸君は認識しておかな

ければならぬ。

全世界に比類ない日本精神といふことは、實は何にも難しいことではないのです。

先程以來申した通り、外國は個々の生命、一つ一つの獨立の細胞が、より集つて國家といふものを作つて居る。丁度株式會社のやうなもので、株主が集まつて社會を作つて居るのでございます。従つて外國では憲法とか法律といふもので功利的目的で始めて社會が組織されるのであります。最初から功利的目的で憲法とか法律といふもので始めて社會が出来るのでありますから、法律の許す範圍に於ては各々が自己本位である。功利主義であるといふことは當り前なのであります。でありますから法律と道徳は別である。經濟と道徳は別である。總てがつまり利害關係、權利義務關係に還元される、つまりそこに社會主義といふやうの運動が起きますのであります。

一部の強者の自己本位から、弱肉を強食することになり、力あるものは、如何に弱い者をいぢめたつて構まはない、他人同志の集まりであるから、法律の許す範圍に於ては自分だけのことを考へれば夫れてよい、斯かる社會に於ては強いものは段々と強くなり、弱いものは惨めになつて來るのであります。之が外國の國體なっております。

さういふ社會組織の上に彼等はそれぞれの特徴を有つて居る譯なのであります。然るに日本はさうではない、先程申しました通り一君萬民、我々九千萬人同胞が、唯 陛下の赤子として御互ひにど

うしても他人と思はない所に日本の大きな特徴があるのであります(拍手)

丁度外國の國家が定款に依り始めて出來上る株式會社と同じになつて居るのに對し我國は全く之と違つて居る。一體諸君の家庭内で親子關係は法律で出來上つたのか。兄弟は法律で出來たのでありますか、法律で親子は出來ませぬ(拍手)。法律で夫婦は出來ませぬ。之は法律などを既造に超越したものであるであります。之れと同様に、皇國內では御互ひが、總てが兄弟であります(拍手)。皇室と我々國民との間、君臣關係といふものは、家族的に、情に於ては父子關係、之は事實關係でありまして、決して法律關係ではないのであります(拍手)。即ち君民關係が權利義務に依つてつながつてあるといふやうな、さうして利害關係に於て帝王が國民の機關なんだといふやうな外國式の考へ方は我が國には適用できないのであります。

斯ういふことを考へまする時に、日本の獨特の精神はどういふ處にあらはれるといふたならば、日本全國民お互ひ間に本當に温い情愛が全面に於て漂ふて居るといふ所に日本精神の獨特な所があるといふことが了解出来るのであります(拍手)。

斯かる考の上にて始めて日本の經濟機構も法律も生るべきであると思ふのであります。つまり日本に於ては法律は温かき道義の上に立つて始めて日本の法律である。外國であつたならばさうではない。如何に道義に背いても、道義上それが如何に悪いことであつたにしてもそれが法律に觸

れなければ悪くない、その反對に、如何に徳義的に宜いことをしても法律に觸れるといふとそれは悪いこととして取扱はれる、之が外國式の法律なのであります。日本の法律はさうではなく、飽くまで道徳擁護の法律でありまして、法律に叶つたならば必ずそれが道徳である。道徳のことをやればそれが必ず法律に叶つて居る。道徳のことをやつてそれが法律に叶はないやうなそんな法律が若しあつたならばそれは即ち國體破壊の法律であります(拍手)。政府當局としては之を改めて頂きたい(拍手)。さうして法律に依つて常に日本的道義が擁護されるやうな法律を新に作つて頂きたい。(拍手)

經濟機構も其通りであります。日本の道義に従つて働いてこそ金持にもなる、生活安定も出來るやうの經濟機構としなくてはならぬのであります(拍手)。然るに日本の道徳を無視するものが經濟的に成功し横行する今の世の中は是れ明かに日本精神を無視した反國體的經濟機構であります(拍手)。つまり經濟方面に於ても、政治方面に於ても、此日本獨特の國體が常に其活動に依り護されるやうのことにならなければならぬのです。即ち日本の道義に反するものは常に法律に觸れ又之に反するものは常に經濟上の失敗者となる。又之に反するものは思想的に非國民として取扱はれるといふやうな世の中にならなければならぬのであつて、又さういふ立派な世の中を實現させるといふ事柄が愛同の根本目的であらうと思ふのであります(拍手)。

昭和維新斷行といふことはさういふことにあるのであります。之は我々の力だけでは駄目なのであり

ます。政府當路者が、此ことを能く考へて頂きたいのであります。

現在の廣田内閣は此事をはつきりと了解し、實行する旨組閣當時に聲明されて居りました。あの聲明文を読みますと、我々は實に滿腔の誠意を以て同意するのであります。あの通りであれば非常に好いのであります。

それが事實上今日に到つても尙思ふやうにやらないといふのはそれは何か誰か其處に邪魔するものがあるのではあるまいかと思ふのであります。其邪魔する者は或は今迄のやうな、反國體的思想を持つた人々、即ち日本を自分本位に導いて來た既成政黨の方々ではあるまいかと思ふのであります(拍手)。

併しながら、既成政黨と雖も其方々は皆日本人で會長の御訓示の通り我々の同胞である。従つて人としては之は愛して居ります。唯其思想が悪い従つて早く此方々も愛同精神に轉向されました、さうして轉向されたものは今迄の責を引いて引退つていたとき(拍手)、而して反國體の團體或は結社などは、此際政府の力に依つて解體でもさして頂く様にしなければなるまいかと思ふのであります(拍手)。即ち今迄の非日本主義的な、功利主義的な經濟界の方々や政治界の方々に完全に悔悟して頂いて、あゝ悪かつたと自覺し此際責任を取つて頂いて、しばらく第一線から引退つて頂く迄にせなければならぬと思ふのであります(拍手)。

先程經濟其者も外國と違つて道義の上に立つべきものである。精神の上に立つべきものであると申し

ましたが、然らば此現在の經濟機構をどういふ風に改めたらば宜いかといふ問題であります。

で此具體案と申しますといふと、勿論我々が斯うして立つ以上は相當な具體案を持たなければならぬのであります。其具體案は立派に持つて居るのであります。實は本會の會長閣下は今日に於ても新經濟國策研究會の實際の常任理事であります(拍手)。然らば此新經濟國策研究會の主張する我が國體に合する本當の純正日本主義的經濟機構といふものはどういふものであるかと申すといふと、現在の機構に於ては實際少なくとも三つの大きな缺點がある。其第一はどういふことでありますかといふと、今の經濟機構の儘では此非常時は到底乗り切れないといふ大きな缺點である。例へば戦争になりまるといふと、どうしても軍費だけでも一年に百億圓以上の金が必要なのであります。而かもそれが何年續くか分らないのであります。然るに其百億の金が多年反國體の經濟制度の爲に、國民が今日の如く窮乏して居る時に、出せつたつて出るものぢやないのであります。毎年懐をしぼつて僅かに二十億三十億といふ金しか出せない有様であります。相手國はどうでありますかといふと、アメリカなどは毎年四百億以上である。その他の列強に於ても大體二三百億圓以上の豫算をもつて居るのであります。日本は三十億出すのだつて仲々出ない、それぢや此儘で行つたならば國防にも何にもならないぢやないか。今度軍部が何年かに三十億圓を使ふ計畫を立てたが、それでは國民生活の安定問題はどうか、斯ういふことを云つて、政友會も、民政黨も、社大黨も反對してゐるではありませんか。今日

の非常時局に於ては軍部が一年に三十億圓を要求したならば、夫れは勿論出させよう。其外に國民生活安定の爲に五十億圓出させようといふやうに百億圓位は平氣で費へる（悪性インフレーションなど絶對に起さないで）といふ様な大きな國家にならなければならぬのであります（拍手）。

さういふやうになつた時こそ始めて此非常時が乗り切られるのであります。さういふ經濟機構にならなければならぬ。而も、此百億圓を費つても國民の懐が少しも痛まず、却て國民は有福になるといふやうの經濟機構が出来て始めて此非常時が乗り切れるのであります（拍手）。

然るに本會の會長松本閣下が理事としてやつておられます新經濟國策研究會では、實はさういふ案が立派に出来上つて居るのであります（拍手）。

次の第二の問題は、現在の經濟機構は、思想的に終に我が國體を破壊に導くといふこととあります。

それは、どういふことかと言つたならば、外國の國家は、謂はゞ國民を株主とした株式會社である。即ち株主の拂込む株金に依て會社を賄ふと同じ様に、國民よりの租税で國家を賄ふ組織である。國債は會社に於ける社債のやうなもので、之れも國民のふところを當てにし、國民から國家が借金するのである。であるから會社の主權が株主にあると同様にかゝる經濟機構の國家では國民が國家は自分等のものである。即ち、民主主義が正しいといふ觀念は當然生れてくるのであります。又國營事業の収益を以て歳

入の大部となさんとする社會主義的理論としても結局國民を華客としての話であるから、國家の収益を大ならしめんとして高價に物を賣れば國民としては之に苦しみ、國家横暴、即ち國家資本主義といふて攻撃することになるであります。何れにしても國家の賄は國民が既に働いて得た金の内より出ださしめたもので行ふといふ全く民主主義的——即ち非日本主義的精神を基礎とした經濟機構が世界共通の經濟機構であつて、現在の我が國の經濟機構も其通りであります。

斯ふいふ經濟機構を採用して來たのは、實に馬鹿な話であつて、夫れが我が國體と如何なる矛盾の立場に置かれるかも顧慮せず其儘にして來ましたから、民主主義思想、社會主義思想等がどしどし我が國民に受け入れられるやうになつたのも當り前のことでありまして、此儘では我が國體といふものは到底磐石たるを得ない。又國民實生活上に於て、國體は明徴となり得ないのであります。でありますから現在の機構は明かに民主的の經濟機構であつて我が國體を自然自然に破壊に導くといふことは免れない事實であります（拍手）。

もう一つ現在の機構の大きな缺點があります。是は世界共通の缺點であります。それはどういふことであるかといふと、現在の機構の儘て居りますといふと、學問が進歩し、機械が発達すると共に、國民大衆が、労働者が漸次に窮乏し、苦しむといふ機構なのであります。即ち機械の發達と共に失業者の殖えるといふ機構なのであります。機械が発達すれば「金持ち」は其機械を買

ひ込んで、成るべく多くの職工を解雇する。即ち機械の發達で儲けるものは「金持ち」だけで、益々「金持ち」になる。而して苦しむものは労働者であるのであります(拍手)。

此恐るべき大なる缺點は、現在の經濟機構では免れ難いことであつて、全世界共通であります。之が爲に、人智の發達と共に各國では、經濟上の行詰りを生じ、悩み抜いてゐるのであります。

此缺點を無くするといふことは非常に六ヶ敷い問題で、實は現在の機構以外に機構なしと考へてゐる。諸外國の學者仲間でも、又實際家でも、其根本的解決は不可能事とされてゐる。たゞなるべく此缺點を少なくするといふことだけに各國共に骨を折つてゐるのが現在の有様であります。經濟革新とか、統制經濟とか、カルテルとか、彼等がいふてゐるのも此範圍を越えないのであります。然るに此處に例へば十人の家族がある。十人共働かなければ十人分の米の出来ない有様であつたのが、農學の發達に依て一人働けば十人前の米が出来る様になれば、残りの九人は生活向上の爲に他に働いて、一家は夫れだけ裕富にならなければならぬ譯であります。夫れが人智の發達するに従つて却つて大衆は漸次に窮乏しなければならぬといふことは人類社會に於ける頗る大なる矛盾と謂はなければなりません。此矛盾を除去しなければ、相互は救はれないのであります(拍手)。資本主義とか社會主義とかいふも實は悉く此矛盾内に於ける利益分配の方法論上の抗爭理論にしか過ぎないのであります。其何れも、單に利害問題より観るとしても、問題の根本を解決するものではないの

てあります。

然るに我々の研究の結果として、第一の一年百億圓位は勝手に出す。第二の我國體に即した經濟機構とする、第三に全世界の解決出来ない所の此重大なる問題、此三つの問題をどうしたならば解決出来るかといふと、其解決は第二の問題、即ち我が國體に即した經濟機構を編出すことに依つて、他の二つは同時に立派に解決され得ることが發見されたのであります。つまり我國體を、經濟上に明徴にすることに依りまして、其三つの重大問題は圓滿に解決出来ます。即ち其第一の問題は目下の非常時の解決、第二の問題は國體を明徴にする、第三の全世界の人類の共通の悩みを除く、此三つの問題が我が國體に依つて始めて解決出来るといふことが明となつたならば、我々は我が國體の有難さを感激すると共に、全世界の爲に「光は東方より」といふことが、此點より明かになつて來るといふことを確信するのであります(拍手)。而も其案が、愛國労働農民同志會の首腦部の方々に依つて大體完成されるといふことを諸君が考へられたならば此愛國の使命なるものは、單に日本國內の使命でなく、全世界に對する使命なりと自覺されてよいと思ふのであります。兎に角重大であります。何れに致しましても、今日の時局は、今迄のやうな有りふれた考へ方では到底解決出来ないであります。勞資對立、階級闘争等のおだてに乗つてゐるやうのことでは駄目であります。

實は斯かるおだてに乗つてゐる人々の内でも、或は夫れは我々通りに、内心國家の爲に悪いことゝ信

じてゐても、背に腹は換へられない、他に解決案はないから仕方がないといふやうな事で左翼に走つてゐる農民も労働者も澤山有らうと思ふのであります。斯かる人々が我々に此純正日本主義に基づく眞の経済的解決案があるといふことを知つたならば、而して總ての困難なる経済的問題——即ち、生活安定、失業者の救済といふことも、農村の隆盛、各工業界の大なる発展も、又總てのものが嬉々として、この日本の皇道樂土、是を樂しむやうにすることも、唯此純正日本主義の徹底、國體明徴、是以外に方法がないといふことを彼等が悟つて欣然として愛同に参加するであらうといふことを我々は確信するのであります(拍手)。諸君は實に斯くの如き大きな使命を以て居るといふことを御考へになりまして、新會長の下に一絲紊れず、どうか皇國の爲め、否全世界の爲に御盡力願ひたいと思ふのであります(拍手)。是を以て私の訓話と致します(拍手)。

愛同の運動方針に就て

佐藤鐵馬

愛同の精神は綱領宣言に示す如く全國民に對し純正日本主義即ち全體主義をあまねく徹底し眞にほがらかなる新日本を建設するにあることは全國同志の明かに認識して居ることと思ふ。併し乍らやゝもす

れば、全體主義を誤解して資本家或は地主階級の御用を勤めるものであるかの如く感ずるものがあるやうに聞き及ぶので、以下少しく純正日本主義の精神に就て解説し誤解を一掃したいと思ふ。

純正日本主義は一大家族國家の建設を目的とする以上、之と相反する個人主義に立脚する資本主義經濟機構並に歐米的階級闘争は一切之を認めないのである。現在の經濟機構は弱肉強食の利潤争奪の組織であり、この機構を握る資本家、地主の殆どは個人主義にこりかたまつてゐると言つても過言でない。此等は共產主義、社會主義、民主主義を信奉する輩の思想と同様全然全體主義に反する反日本主義的存在である。従つて我等に直接間接關係を持つ人々には多分に個人主義思想を信奉する輩があることは現實に之を認めねばならぬ。

この環境に於て我等は如何に處すべきか。我等は屢々全體主義の徹底に困難を來すべき障礙に遭遇するであらう。殊に從來組合運動に従事して居た人々は、再び工場主、地主を壓迫する手段に出づるに非ざるかの疑ひを受け、工場主地主等から面會を拒絶され、他方労働者農民からはその闘争態度の軟弱から白眼視せらるゝの悲境に立つこと多く、運動の發展が極めて困難なることは想像に難くないことであり、本部役員として同情に堪えぬ所である。

資本家、地主、労働者、小作人を問はず個人主義に凝り固まりたる人々を説得するは餘程の努力を要

するであらうし、特に資本家、地主に至つては從來運動に悪評なき本部役員が説得しても遂に釋然たる能はず結局濟度し難しといふことになる者必ずしも皆無とは云へぬであらう。

諸此際に於ける處置はどうすればよいか。相手にせず捨て、置き自然に自覺を待つか、あく迄も熱誠を披瀝して尙覺らざれば他の手段を以てしても目的を達すべきか、これは一に其人の環境が運動に如何なる障礙を興えるかの判断に俟つべきである。運動に障礙を興へざるものは之を放置するも可なり、障礙をなすものは争議を起すも之を自覺せしめ我陣營の人とせねばならぬ。併し此の場合の争議の指導精神は從來の如き利害闘争では愛同の主義に反する、あく迄も非日本主義に對する争闘でなければならぬ、正々堂々たる主義の争ひであるべきである。之が爲我等の陣營に在る者は單に労働者農民のみに非ず地主も工場主も一般勤勞者も愛同會員悉くが此等を支持して非日本主義の撲滅に協同せねばならぬ、併し此の如き場合は極力發生を防ぐべきであり尙説得の餘地あるに輕々しく争闘を開始する如きは邪道であり、愛同本來の使命に反するものである。争議は如何なる方法を採るも遂に他に策なき場合の非常手段と考へねばならぬことをくれぐれも決心して居て貰ひたいものである。

次に愛同は政治團體であるか教化團體であるか、又教化團體なれば政治的要求を如何なる手段を以て發表すべきであるかといふ疑問であるがこれは明かに教化實踐團體である、一言にして言へば我々の運

動は明確に社會改革を目標とする廣汎なる國民運動である。從來の教化團體は國民に道徳を教へ其自覺に俟つ個々の道義的行動を求めたが、我愛同は全體主義の精神を普及徹底すると同時に之を社會の所有方面（經濟社會）に於て實踐實現せしむべく努むることを使命としてゐる、即ち既成政黨其他の如く政綱政策を掲げて之に共鳴する黨員を獲得し議員の多數決により國政に參與し其政策遂行を要求するものとは著るしく趣を異にする。愛同は先づ全體主義を全日本國民に普及徹底して其結果自然に各般の機構施設悉くを國體的に建て直すの已むを得ざるに至らしむべき運動に邁進すべきである。全國民が自覺することは政治家も財閥も悉くが全體主義となることである、政治家、財閥其他全國民が自覺するに至れば現在の政治經濟教育其他所有部門に於ける積弊を一掃すべく機構の建て直しが行はれるのは當然である。これが愛同の理想である。だが現在の過渡期に於ては此處に障礙がある。此等の財閥、政黨政治家等には現狀維持即ち自由主義、民主主義等を奉ずる輩が巷に充滿して居り、何とかして革新の勢を阻止せんと企圖して居るが故に、彼等をして速に現狀維持の既に不可能なることを如實に自覺せしめるべく我々は積極的行動せねばならぬ。それが手段の一として第一には愛同精神の普及徹底であり之に伴ふ國民要望の眞の聲の高調である。

この國民の眞の要求を一括すれば國民生活の安定であるべく、如何にせば國民生活が

安定すべきかは純正日本主義經濟機構の確立である。

本部は新日本建設の爲め速かに社會上層階級の自覺を促すべく凡ゆる手段を以て運動を繼續徹底すべく、各地方支部は専ら本部に對し地方の正確なる状況を報告し本部が正確なる資料を以て上層階級に要望することを扶くると共に、自ら各地方に於ける非日本主義的の行動、施設機構等につき検討の上之を地方當局に進言して地方別に行ひ得るものは之を要望し又中央に移すを要するものは其手段を執らしむる等本部支部相提携して目的の達成に猛進すべきである。

唯々茲に考慮を要するは我等は決して威力を以て強要すべきではなく寧ろ謙讓の徳を以て不合理を説き、已まざる根氣と熱意とを以てすることが必要である。我等の頼む所は一に純正日本主義を率ずる眞の日本人たる自覺であり正義の前には何物をも屈せずんば已まざる熱烈なる意氣である。

徒らに大衆の數を頼んで事を行はんとするは眞の日本人として卑怯の譏を免れぬであらう、眼醒めたる大衆の聲は我等の強き後援ではあるが大衆の力を濫用するは道義日本を破壊する斧鉞であることを決して忘るべきではない。

此運動方針に依る愛同の運動は苟くも日本人たる者は何人も之を阻止することが出来ぬであらう。我等は青天白日の下、堂々と堅き結束の下に此方針に従ひ邁進し、一日も速かに眞の大日本帝國の姿を顯現すると共に、進んで世界人類の救世主とならうではないか。

愛國勞働農民同志會第一回全國大會に於ける

相談役近藤榮藏氏の役員代表挨拶

私は只今會長閣下より御任命に與かりました新役員一同を代表致しまして、親愛なる同志諸君に一言就任の挨拶を申述べること無上の光榮とするものであります。

私共新役員は此輝ける我等の愛國勞働農民同志會の役員として、今後働くことの出来るのを名譽と致すものであります。それと同時に、其責任の實に重大なるを痛感するものであります。併しながら私共役員は、此重大なる責任、この偉大なる使命の重大さに奮えて狐疑逡巡する様な卑怯者では断じてないのであります。其點同志諸君に於かれましても何とぞ御安心願ひ度い。

蓋し我々の保持する所の純正日本主義は、縷々此の大會に於て説明されました通り、全體主義である。大にしては君民一如、小にしては我等が組織内部に於ける上一體、其間に於て一沫の野心、一點の野望の介在するなきが是我々の精神である、即ち大にしては國體の精華であり、小にしては我々の愛同精神であります。従つて、吾々役員が爲す所は、必ず諸君が爲さむとする所であることを考へます時に我々の責任の重きにも拘らず、尙其處に私共は大船に乗つたやうな氣持で居られるのであります。

そこで、我が「愛同」が自ら負ふところの大役を完全に達成するためには、我々は眞に鐵の如き團結

の力を持たなければならぬ。其團結の力なくしては何事も出来ない。私は只今鐵の如き團結と申しましたが、其鐵は其處いらにころがつて居る様な冷えた一片の鐵であつてはならぬのであります。それは眞に鍛錬の過程にある所の眞赤なる灼熱の鐵でなければならぬ。愛國の精神に燃えた眞赤なる鐵でなければならぬと思ふ。

我が「愛國」の使命は、我々が胸中に抱くやうな愛國の精神を以て、日本全土を燃え上らしめるにある。今や非常時の嵐は日本全土を吹捲つてゐる。此嵐の眞ツ唯中に我々二萬五千の同志が眞ツ赤な火の塊りとなつて飛び込んだならば、我々の精神はそこに燎原の火となつて燃え上るでありませう。そこに眞に愛國の精神に燃えた所の、世界に冠たる強國が生れるのである。而して吾々がその愛國の熱誠を以て、今や國內にみまざる一切の經濟的矛盾、社會的邪惡を焼き盡した時に、我々は其處に本當に君民一如の温い、楽しい、温愛に満ちた所の日本本然の一大家族國家を建設することが出来るのであります。

我々役員はさうした大きな火の行進、愛國の精神に燃えたる所の行進運動の先頭に立つものであることを自覺して居ります。我々は決して政治的野望を遂げる爲に動く者ではない。本當に自分達の身を愛國の精神で燒盡してこの御國に御奉公せんとする犠牲の運動、即ち吾々の運動である。

従つて我々役員としましては、其犠牲の模範となるべき覺悟をもつて居る次第であります。

斯かる立場に我々は立つて居りますから、どうぞ我々役員を御信頼下さいまして、絶對的の御支持を願ひたいと思ふのであります。だがそれよりも先づ私共役員として諸君に御願ひすることは、諸君の一人々々が本當に心から愛國の精神に燃えられることとあります。是を以て簡單ながら就任の御挨拶と致します。

愛國労働農民同志會會則

第一條 本會ハ、愛國労働農民同志會ト稱ス。

第二條 本會ハ、宣言綱領ノ實現ニ賛同シタル團體竝ニ個人ヲ以テ組織ス。

第三條 本會ハ、本部ヲ東京ニ置キ、市、町、村其他必要ナル地ニ支部ヲ置キ、府縣ニ支部聯合會ヲ設ク。

第四條 本會ハ、本會ノ目的ヲ達成スル爲左ノ事業ヲ行フ。

- 一、日本國民ニ對スル本會綱領ノ宣傳、鼓吹
- 二、本會ノ目的達成ニ必要ナル國內竝國際情勢ノ研究、調査、紹介、批判
- 三、本會ノ目的達成上必要ト認メタル事業ノ遂行

第五條 本會ハ右ノ事業ヲ行フ爲メ、左ノ部門ヲ設ク。

總務部、調査部、宣傳部、實動部、相談部、會計部、青年部、婦人部等

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 理事長 一名 常任理事 若干名

理事 若干名 會計主任 一名 會計幹事 二名以上

顧問、相談役 若干名 贊助員及名譽贊助員 若干名 特別會員 若干名

第七條 會長ハ總會ニ於テ之ヲ推戴ス。本會ノ役員ハ總會ニ於テ、會長之ヲ指名ス。

第八條 本會ノ會費ハ、月額金十錢トス、會計年度ハ曆年ニ依ル、經費ノ支出ハ豫算トシテ豫メ理事

會ノ承認ヲ受クルモノトス。

毎年度ノ收支決算ハ、總會ニ於テ報告ス。

第九條 本會ニ入會セントスル者ハ、會員ノ紹介ニ依リ、本會指定ノ申込書ヲ提出スルモノトス。

本會員ハ理由ナク退會スル事ヲ得ズ。

第十條 會員ニシテ、本會ノ宣言綱領ニ掲グル事項ニ背反スル言動アリタル者ハ、理事會ノ決議ニヨ

リ除名スルコトアルベシ。

第十一條 本會員ニシテ多大ノ功勞アリタルトキハ理事會ノ推薦ニヨリ會長之ヲ表彰ス。

附 則

第十二條 支部若ハ支部聯合會、會則ハ、本會則ニ準ジテ作成シ、會長ノ承認ヲ受クルモノトス。

愛國勞働農民同志會內規

昭和十一年十月二日

全國理事會決議

同 十月二日

最高幹部會採決

第一章 本部組織

第一條 本會ノ最高機關ハ最高幹部會ニシテ本會ノ進ムベキ大方針ヲ決定シ理事會ノ提議ニ基ツキ重要問題ヲ採決ス

第二條 本會本部ノ活動ハ會議（理事會並ニ各部會議）ト事務トニ區別ス各部門重要事項ノ決定ハ最高幹部ノ統制下ニ於テ審議決定シ更ニ重要ナルモノハ最高幹部會ノ採決ニ待ツモノトス
事務ハ會議ニ依テ決定セラレタル事項ヲ敏活ニ實行ニ移シ且ツ必要書類ノ調製、蒐集、整理、文書往復、配布等ニ任ズルモノトス

第三條 本部會議ノ種類左ノ如シ

最高幹部會
全體理事會



備考 一、理事會ハ原則トシテ理事長之ヲ主催ス、數個ノ理事會同時ニ行ハルルトキハ各理事會ノ主催者ハ會長之ヲ指名ス、會長不在ノトキハ相談役ノ指名ニ依ル。
 二、其他ノ會ハ當該部々長之ヲ主催ス。
 三、議事ノ敏捷ナル採決ヲ請フト共ニ主腦部間ニ於ケル意思ノ完全ナル疎通ヲ圖ル爲ニ主ナル會議ニハ、成シ得ル限リ最高幹部ノ臨席ヲ請ヒ速ニ實動ニ移リ得ル如クスベキモノトス。
 四、總テ會議ニ於テ意見齟マラザルモノハ會長之ヲ裁決ス。

第四條 本部役員並ニ事務負擔區分ヲ左ノ如ク定ム

會長——顧問——相談役

會長、顧問、相談役、理事長ヲ以テ會ノ最高幹部トナス

備考 顧問、相談役、理事長ハ必要ニ應ジテ最高幹部會ノ開催ヲ進言ス

總務部

(任務) 會長ノ決定方針ニ基キ會全般ニ關スル一切ノ事務ヲ指揮總覽ス必要毎ニハ全體理事會

ノ開催ヲ進言シ且ツ該理事會並ニ最高幹部會ノ事務一切ヲ掌ル

(役員) 相談役 理事長 總務部書記

勞働部

(任務) 總務部ノ統制下ニ於テ農村以外ノ勤勞全般ニ關スル事務ヲ分掌ス、必要ニ應ジ勞働部理事會ノ開催ヲ進言シ且ツ其事務一切ヲ掌ル、當部ニ勞働調查部並ニ勞働實動部ヲ置ク。

調査部ハ勞働部常任理事ノ統制下ニ於テ機宜ヲ失セズ本會ノ目的達成ノ爲ニ必要ナル當部關係事項一切ノ調査並ニ書類ノ整備ニ任ズ。

實動部ハ總務部ノ統制下ニ於テ勞働部ノ對外的活動(實行運動)並ニ勞働部ノ組織擴大強化工作ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

(役員)

- 勞働部常任理事
- 勞働部理事
- 勞働實動部長
- 勞働調查部長
- 勞働調查部長
- 勞働調查部長
- 勞働調查部長

農村部

(任務) 總務部ノ統制下ニ於テ農村全般ニ關スル事務ヲ分掌ス、必要ニ應ジ農村部理事會ノ開催ヲ進言シ、且ツ其事務一切ヲ掌ル

當部ニ農村調査部並ニ農村實動部ヲ置ク

調査部ハ農村部常任理事ノ統制下ニ於テ機宜ヲ失セズ本會ノ目的達成ノ爲ニ必要ナル當部關係事項一切ノ調査並ニ書類ノ整備ニ任ズ

實動部ハ總務部ノ統制下ニ於テ農村部ノ對外的活動(實行運動)並ニ農村部ノ組織擴大強化工作ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

(役員)

農村部常任理事

農村部理事

農村實動部長

農村實動部書記

農村調査部長

農村調査部書記

青年部

(任務) 總務部ノ統制下ニ於テ會ノ目的達成ノ爲ニ協力スベキ青年隊ニ關スル事務ヲ分掌ス、

必要ニ應ジ青年部理事會ノ開催ヲ進言シ且ツ共事務一切ヲ掌ル

(役員)

青年部常任理事

青年部理事

青年部書記

宣傳部

(任務) 會本來ノ目的達成並ニ會ノ擴大強化ニ必要ナル宣傳法ノ研究並ニ其實行ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ルト共ニ會ノ機關紙ノ編輯並ニ出版配布ニ關スル一切ノ事務ヲ掌ル

(役員)

宣傳部長

機關紙編輯主任

宣傳部書記

會計部

(任務) 會長ノ指導下ニ於テ會ノ會計一切ニ關スル事務ヲ掌ル特ニ會費徵收會ノ會計自治實現方法ノ研究ト其實行トニ努力スルモノトス

總テ費用ヲ要スル行動ハ豫メ會計部ノ承認ヲ受クルモノトス、此承認ナクシテ使用スル費用ハ本部ニ於テ之ヲ支給スルコトナシ

(役員)

會計部長

會計主任

會計監事

會計部書記

第五條 本部事務區分ハ會全體トシテ事務ノ整頓並ニ其敏活ヲ目的トスルモノナルコトヲ忘レズ、相互責任回避ニ陥ルコトナク本部理事ハ其何人タルヲ問ハズ全會一體ノ本旨ニ從ヒ常ニ全體ノ爲ニ努力スルノ熱誠ニ缺クルコトナキヲ要ス

前條ニ定メタル事務區分ハ會務ノ擴大ト並ニ各種ノ經驗ニ基ヅキ改變ヲ妨グズ、其際ハ全體理事會ノ決議ト最高幹部會ノ承認ヲ要ス

第六條 本會ニ加入シタル團體ヨリ任命セラレタル本部理事ハ單ニ其團體トノ事務連絡ニ任ズルノミナラス、本會全體ノ會務ニ對シ全ク協同ノ責任ヲ分ツモノトス

第二章 支部並ニ支部聯合會ノ組織

第七條 地方支部並ニ支部聯合會ハ本部ノ承認ヲ經テ之ヲ設置ス

第八條 地方支部並ニ支部聯合會ノ組織ハ本部事務ニ準ジ各地方ノ實情ニ則スル如ク之ヲ定メ本部ノ承認ヲ受クルモノトス

第三章 本會加入團體ト本會トノ事務關係

第九條 各團體ノ局部的問題ニシテ本會全體ノ問題トスルノ必要ナキ事項ハ本會ノ宣言綱領ノ趣旨ニ基ツキ本部ノ大方針ヲ阻碍セザル如ク各團體内ニ於テ之ヲ處斷實行ス、而シテ其重ナル事項ハ適時本部ニ之ヲ報告スルモノトス

第十條 各團體ノ局部的問題ニシテ東京ニ於テ解決ヲ要スル事項ハ假令本會全體ノ問題トスルノ必要ナキ事項ト雖本部ノ承認ナクシテ處斷實行スルコトヲ得ズ

第十一條 各團體ノ局部問題ト雖モ其問題ノ重要性ニ鑑ミ之ヲ本會全體ノ問題トナスヲ要スルモノハ當該團體ヨリ其旨本部ニ具陳シ全體理事會ノ決議ニ依テ之ヲ定ム

第十二條 總テ本會全體ノ問題トシテ採決サレタル事項ハ本部ノ指令統制下ニ於テ各團體ハ自己團體ニ直接關係ナキ事項ト雖モ熱誠ヲ以テ全力ヲ舉ゲ其全體ノ目的達成ノ爲ニ奮闘スベキモノトス

第四章 組織強化ノ方針

第十三條 本會々員ハ其團體加入ナルト個人加入ナルトヲ問ハズ五人ヲ以テ一組トナシ五組（一の組、二の組、三の組、四の組、五の組ト稱ス）ヲ以テ一班トナシ、五班ヲ以テ一分會、數分會ヲ以テ一支部トナスヲ原則トシ事情ニ依リ人員之ニ滿タザル場合ニハ直上統制者ノ承認ヲ受クルモノトス

第十四條 支部、分會、班、組ノ編組ハ會内ノ連絡統制ヲ最モ敏活ナラシムルヲ得ル如ク定ムルモノニシテ、首腦ト會員全體間ノ神經系統ハ之ニ依テ始メテ顯敏ナラシムルコトヲ得ベク又之ニ依テ、書類ノ配布、會費ノ徵收等血管系統ノ敏速ナル活動ヲ望ミ得ルモノナルヲ以テ全會員ハ特ニ此組織ノ完成ニ努力スルヲ要ス

第十五條 各組ニハ一名ノ世話人ヲ置キ班トノ連絡ニ任ズ、世話人ハ班長之ヲ指名ス、各班（分會）ニハ一名ノ班長（分會長）並ニ副班長（副分會長）ヲ置キ分會（支部）トノ連絡ニ任ズ、班長（分會長）ハ分會長（支部長）之ヲ指名シ、副班長（副分會長）ハ班長（分會長）之ヲ指名ス

愛國勞働農民同志會本部役員

會長 陸軍少將 松本 勇平

顧問 海軍少將 植松 練磨

陸軍少將 林 業

陸軍砲兵大佐 小林順一郎

相談役

陸軍砲兵大佐 佐藤 鐵馬

近藤 榮藏

理事長

阿部巳與午

總務部

佐藤 相談役
近藤 相談役
阿部 理事長
西川 伍 朝

労働部

書記
常任理事
本部理事

阿部巳與午
名古屋喜代造
内田 廣吉
鴨下 榮一
八木橋祐七
近藤松五郎
在里美作夫
小田 孝

理事

(京都) 加藤鐵太郎

(滋賀) 矢尾喜三郎

(京都) 近藤初三郎

(和歌山) 土山正重

(大阪) 里 幸吉

(富山) 米原一郎

(滋賀) 神山勝二郎

(川口) 大野元治郎

(同) 高國金藏

(同) 淺倉良造

(同) 和田爲吉

(同) 白井福藏

阿部巳與午

二見秋之助

渡邊 馨

瀧口 義雄

理事

(富山) 萩原貞一

(愛知) 岩内隆平

(山梨) 田中正則

(新潟) 高橋奥次郎

(同) 登石 清

(同) 長谷川長治

(同) 高橋晋次郎

(富山) 河原治作

(同) 上島仁三郎

(同) 淺井宗平

(同) 石丸佐八郎

(愛知) 石垣徳重

(同) 淺野富次郎

(同) 榎本 朗

(山形) 松本 喜

(同) 遠藤勝千代

(同) 横山 政治

(同) 笹口 林藏

(山梨) 樋口 光治

農村部

實働部長

書記

調査部長

書記

常任理事

本部理事

(山形) 今里 勝雄

(新潟) 柄澤 利清

仙台登錄勞働者自治會

常磐炭鑛夫組合

新潟皇國農民聯盟

山梨愛國農民聯盟

愛知皇國農民組合同盟

東北皇國農民聯盟

富山縣勤勞農民聯盟

滋賀勤勞民衆同盟

群馬皇國農民聯盟準備會

岐阜皇國農民聯盟準備會

新潟錦旗青年隊

川口義勇青年隊

愛知錦旗青年隊

東北皇國青年隊

仙臺市立町一〇二

福島縣平町長橋町

新潟縣北蒲原郡水原町

甲府市百石町一二八

名古屋市西區八坂町九七

山形縣東置賜郡赤湯町花見町

富山縣高岡市西畑入

大津市高見町二三

群馬縣北甘樂郡妙義町大中

岐阜縣加茂郡中川邊町石神

新潟縣北蒲原郡水原町

川口市元郷 永瀬安男方

名古屋市西區八坂町九七

山形縣東置賜郡赤湯町花見町

埼玉愛國農民同志會準備會

茨城皇國農民聯盟準備會

愛郷自治聯盟

愛國勞働農民同志會支部準備會

三重愛國農民聯盟

埼玉縣川越市神明町 若狹勝次方

茨城縣新治郡美並村 清水正久方

水戸市天王町九一九

三重縣四日市市西町二四四七 森慶次郎方

三重縣三重郡保々村小牧 樋口寅吉方

愛國勞働農民同志會本部

東京市麹町區內幸町一ノ三
太平ビル別館 電話銀座六二五一
振替口座東京一一〇六一六

〔附 録〕

愛國勞働農民同志會に對する質問應答

「愛同」第一回全國大會閉會後、同會顧問小林勇堂氏に左の如き質問をなす者があつた。それ
に對する勇堂氏の答は「愛同」の本質を知る上に極めて参考となるを以てここに附録とする。

(三六情報第四十號三三—三八頁より摘録)

(第一質問) 利害必ずしも一致せざる勞働者と農民とを何故に一會内に收めましたか。之を別々にした
方が、其各々を發展せしむる上に更に便宜ではありませんか。

(答) 勞働者の日本主義イデオロギーと農民の日本主義イデオロギーと二つに區別し得るものではない
でせう。日本主義は唯一無二であつて、全國民は悉く此唯一無二の日本主義の下に
渾然一體とならなければなりません。

總ての相對立する利害問題が、此日本主義の透徹する處に更に釋然として融和し、恰も温情に
満ちた一族内の如く誠に美しき社會生活容相を現實することが出来るのであります。即ち勞資
の如く、利害相對立する者が此主義の下に渾然一體はしき一體となり得るが如く、勞働者、農民も

亦同様でなければなりません。

此事は空想の範圍に止どめ置くべきでなく、現實に之を實行し常時其範を示し行く必要がある
のです。

要するに、日本主義運動は利害を主とする運動ではありません。飽く迄も精神に利害を従屬せ
しめんとする運動でありますから、利害の對立を顧慮して日本主義運動の分野を定めることは、
夫れ自體が、日本主義運動の本旨に反します。

(第二質問) 今回の大會に於ける宣言、決議等を拜見するに勞働及び農村問題以外の全般政治問題に觸
れたるものが甚だ多いやうですが、何にか政治的目的の爲めの準備團體となさる御考ですか。
(答) 驚くべき誤解です。

先程以來申します通り、日本主義は皇國の國體に基礎を置いたもので唯一無二です。即ち何れ
の場合に於ても國內の一角を主としたものであつてはなりません。換言すれば、常に皇國全體を
考へた運動でなければ、日本主義運動といふことは出来ません。即ち全體主義であつて國內の一
部分の者の利害を主としたものでは斷じてありません。従つて愛國勞働農民同志會も他に對し勞
働者、並に農民の利益のみ擁護せんが爲に出来たものではありません。日本全體の爲に勞働
者並に農民として皇國臣民たる正しき義務を盡さんとするものであります。従つて其

の行動は常に全體觀を主とし、然る後に、自己の分野内の矛盾、腐敗の匡正に努力するといふことは當然のことでありませう。

(第三質問) あなたが色々の運動に直接間接關係されてゐる事實を見て、ナニカ私心を藏した大野心家の如き風評をなす者がありますが、どういふものですか。

(答) 屢々之を耳にします。併しながら斯かる風評夫れ自身が、現代世相の腐敗を證明してゐるので、過去の爲政者の不心得の爲に人間の良心迄も商品化し、夫れが當り前と思ふてゐる様の世の中となつてしまつたのです。

斯かる世相内に於て、何か力ある仕事をすれば直に功利的に其目的とする所を探らうとする。功利的目的なくして力の消費はあり得ないといふ反國體的觀念が通念となつて、總ての人の行動も頭から斯く解釋するといふ今日の狀態は悲痛の極です。

日本全國民の行爲の終局の目的は、私慾の達成でなく、皇運扶翼にあるべき善のものが事實に於て全く無視されて、歐米式の民主主義、功利主義、利己主義に墮してしまつた爲です。之を匡正せんとするのが國體明徴問題であるのです。私共の運動は此國體明徴運動以外の何物でもないのです。

斯かる世相内に於て、眞に私慾を離れ、總てを捧げて、忠節に邁進することを理解し、實踐せしめられたものは吾々軍人であるのです。吾々軍人が、彈丸雨飛の下に自若として敵陣に突進する、あの時の氣分——何にも慾などあつて出来るものではありません——その氣分を解し得る人でなければ、吾々の今日の努力を解釋し得ないでせう。

日本の軍隊の精神力が世界無比と言はれるのも唯、是れあるが爲です。然るに其軍人仲間にして、皇國の國體に關する運動を私心を以て敢行しつゝある者ありなど、考ふること夫れ自身が皇軍を甚だしく侮辱したものです。

我々が今日の此非常時に於て敢然として起つたのは無論、純情無垢の白無垢を精神に着して、悲壯の決意を以て、全力を捧げんが爲め以外何物もある譯はありません。斯かる汚らはしき風評が、平然として繰り返されるやうの世の中であるから、吾々の奮起の要があるのです。

又數年以來昭和維新の斷行が叫ばれてゐますが、若し現状を覆したとして、其覆された後に、代つて現はるべき世相が日本全國內の各方面、各部門に於て、よしんば小さな縮圖として、皇道日本の理想縮圖として豫め、準備がなかつたならば、又何にモデルとし、又何を母體

として次代日本は建設され得べきでありませうか。

従つて苟も維新を叫ぶものは、現状破壊のみを事とはせず、此理想日本の縮圖を到る處に植ゑ付け、之を先づ現實せしめ、建設の礎石となすの準備がなくてよいものでありませうか。現状打破を叫ぶ者に此用意なしとすれば甚だ無責任の誹は免れません。私共が及ばずながら之れに骨折るのは當然過ぎる程當然と考へて居ります。

私は總ての愛國運動者が此考であつてほしいのです。徒らに他を誹謗し功利陣營内の如き分裂抗争は日本主義者の運動とは申されませぬ。

(第四質問) 愛國労働農民同志會には左翼より轉向したる札附の闘士が尠なからぬといふことですが、如何ですか、その爲に外部より非難の聲を聞いて居りますが御承知ですか。

(答)

能く存じて居ります。

私には、どうしても其非難の聲を眞面目に受け取ることが出来ないのです。

何となれば、現代の非日本主義的社會相を日本主義化させやうといふ運動の目的は、非日本主義に迷はされてゐる數千萬の同胞を悉く轉向せしめて眞の日本人に復歸せしめやうといふ運動ではありませんか。

獨り善がりて他を排斥する爲に、日本主義を叫ぶ人々は結局此大切の本旨を忘れて、自分の思

想の自慢といふ私心の閃めきであつて、其人自身が眞の日本主義者ではないのです。

純正なる日本主義運動は私心を捨てた大なる教化實行の運動でなければなりません。此事を考へたならば、會の力て轉向者の續出は會の目的を達する所以でありまして、會内に之を包容し更に親しく其教化を繼續するといふことは實に大切の事業でありまして従つて若し、會内に於て其等轉向者の善良なる意向を把握し、激勵し、堅持せしむるだけの指導力がない位の會であつたならば、外部に向つて教化の實を擧げ得る會ではなく、單に聲名的の會となるではありませんか。

要するに「愛同」内に轉向者が多く、而かも是等轉向者が、純なる「愛同」精神に感激して、嚴肅なる統制下に、自己の誤れる過去を清算し、唯其運動の體驗を捧げて全力を擧げて正しき運動に邁進しつゝある現況を観らるれば夫れでよいではありませんか。寧ろ此現象を皇國民としては大に欣ばなければならぬではありませんか。

私共は面眼に此麗はしき状況を觀て、却つて勇氣百倍、外部に對する教化運動に突進し得る譯です。従つて此現象を非難する人々は、到底日本主義者であるとは考へられませぬ。寧ろ人情の弱點を悪用して、愛國陣營を擾亂せしめやうといふ誠に困つた人々であるとしか考へられませぬ。

兎に角、悉く、至尊の赤子として、相扶け相愛すべき同胞内に於て、思想を憎くむと同時に人を憎くみて他を排斥するといふ考へがあつたならば夫れは既に日本精神として一番大切のものを失つてゐる證據ではありませんか。

兎に角、現今國內に満ちてゐる非日本主義者が外國人でない限り、即ち我々の親しむべき同胞である限り、如何に轉向するも之を前科者として疎外し、眞に純なる者（何程ありや）のみを以て會を作つて威張るといふことは日本主義に反する思想であることは疑ありません。

昭和十一年十月廿八日印刷納本
昭和十一年十一月二日發行

（定價金拾錢）

東京市麹町區内幸町一ノ三太平ビル別館三階
愛國勞働農民同志會

發行者 阿部巳與午

東京市芝區新樓田町一九
印刷者 正明舎片岡懋

電話銀座二〇七七番

發行所 東京市麹町區内幸町一ノ三太平ビル別館三階
愛國勞働農民同志會

振替口座東京一〇六一六番
電話銀座六二五一番

.....切.....取.....線.....

入會證

愛國勞働農民同志會ノ趣旨綱領ニ賛同シ入會候也

昭和 年 月 日

支部 分會

| | | | |
|------------------|-------------|--------|--------|
| 兵 係役 | 氏 名 印 | 職 業 | 住 所 |
| | | 職 場 | |
| 月 生 日 年 | | | |
| 年 月 日 生 | | | |

325
5/5

〔定價金拾錢〕